

## マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開致します。

### 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称 大阪本社  
拠点所在地 大阪府大阪市西区新町1-4-26 四ツ橋グランドビル2F

令和4年6月1日現在

| 派遣労働者数 | 派遣先事業者数 | ①労働者派遣の料金<br>(1日8時間当たりの平均) | ②派遣労働者の賃金<br>(1日8時間当たりの平均) | マージン率<br>(①-②)÷①<br>※注1 |
|--------|---------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 2      | 2       | 32,062                     | 17,492                     | 45.4%                   |

※注1: マージン率とは  
派遣先よりアリスタソリューション株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額が「マージン」であり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

### 2. 教育訓練に関する事項

セキュリティ講習、人材派遣のシステム、安全衛生教育

### 3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

全ての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期

令和5年3月31日

締結していない